

防地施(事)第15号  
27.10.1

大臣官房長  
各局長  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に係る補償費等の算定  
について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に係る補償費等の算定につ  
いて(施本第1380号(CFA)。平成19年8月30日)は廃止する。

添付書類：別紙

## 第1 通則

### 1 趣旨

駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第75号。以下「訓令」という。）第3章における取壊条件付売払いに係る予定価格並びに第4章における損失補償額及び利得求償額の算定に当たっては、この通達に定めるところによる。

### 2 評価算定の基礎

評価算定の基礎については、原則として、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 材料費は、一般市場価格によること。
- (2) 労務賃金は、別に定める労務単価によること。
- (3) 機械器具損料は、別に定める損料等によること。
- (4) 運搬費は、地方運輸局長が認可した一般区域貨物自動車運送事業運賃料金によること。
- (5) 諸経費及び歩掛りは、整備計画局長が別に定める諸経費、歩掛等によること。

### 3 関係機関等の意見

地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長は除く。以下「地方防衛局長等」という。）は、第4第2項第2号及び第3号並びに第4第3項第2号及び第3号の規定の適用に当たっては、国又は地方公共団体の関係機関等の意見を徴さなければならない。

## 第2 取壊条件付売払いの評価基準

訓令第22条による取壊条件付売払いの予定価格の算定については、第1項から第3項までに定めるところによるものとする。

- 1 取壊条件付売払いの予定価格の評価時期は、国有財産の調査確認を終了した時期とする。
- 2 取壊条件付売払いの予定価格は、発生材価格から取壊工事等に要する費用及び立毛補償費等の合計額を控除した額とする。
- 3 発生材価格等の算定については、次の各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 発生材価格は、市場価格を原則として使用状況、需要度、品質、引取りの難易その他実状に応じて定めるものとする。この場合において、発生材の数量は、実際に見積りした数量とする。
  - (2) 取壊条件付売払いに要する費用は、直接工事費（材料費、労務費、機械経

- 費、廃棄物搬出費、運搬費をいう。) 、共通仮設費、現場経費、一般管理費等、廃棄物処分費及び消費税相当額の合計額をいう。この場合において、これらの費用の算定は、整備計画局長が別に定める諸経費、歩掛等による。
- (3) 運搬費は、現場から最寄りの貨物取扱駅又は市場のいずれか近い場所までの発生材の運搬に要する費用とする。ただし、随意契約による場合で買受人が最寄りの貨物取扱駅又は市場より近い場所に運搬するときは、その場所までの運搬に要する費用とする。
  - (4) 廃棄物搬出費は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の定めに従い、廃棄物を収集し現場からその処分の場所まで運搬するために要する費用とする。
  - (5) 廃棄物処分費は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の定めに従い、廃棄物をその処分の場所において処分するために要する費用とする。
  - (6) 立毛補償費等は、取壊条件付売払いによる踏荒らしのため損失を受ける農作物に対する補償費等とし、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）を準用して算定するものとする。

### 第3 損失補償額及び利得求償額

訓令第35条及び第36条による損失補償額及び利得求償額の決定に当たっては、別紙様式第1から別紙様式第6までの価格算出表及び算出内訳書によるほか、第1項から第15項までに定めるところによるものとする。

- 1 地方防衛局長等は、引渡調書の記載事項に基づき、訓令第35条第1項第1号による返還財産評価調書を作成する。
  - (1) 原状回復箇所についての算定（動産を除く。）原状回復箇所については次のア及びイを計算する。
    - ア 使用開始時の状況に回復するに必要な返還時における費用相当額（原状回復費）
    - イ アの場合の発生材価格（発生材価格）
  - (2) 現状引渡箇所については、次のアからエまでを計算する。
    - ア 使用開始時の状況における返還時の価格（以下「開始時価格」という。）
    - イ 返還時に瑕疵がなかったものとしての価格（引渡調書に利用価値率が示してあるものはこれに乗じた価格。以下「返還時価格」という。）
    - ウ 瑕疵がある場合は、その瑕疵を補修するに必要な返還時の費用相当額（以下「補修費」という。）
    - エ ウの場合、発生材があるときはその発生材価格（以下「発生材価格」という。）
- (3) 動産の計算

動産については、その損失額を計算する。

- 2 前項の原状回復費及び補修費は、その箇所の再建築費による。ただし、独立した建物又は工作物で全部除去されたものについては、そのものの時価を超えることはできない。
- 3 前項の再建築費（撤去費用及び撤去により生ずる廃材の処分費を含む。）は、材料費、労務費、役務費及び諸経費の合計額とする。この場合、材料費、労務費及び役務費の算定は、整備計画局長が別に定める積算要領又は基準等により、また、諸経費は、別表第1の諸経费率表による。価格及び賃金の算定は、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の定める統制額又はこれに準ずる価格のあるものは、それによる。
- 4 第1項第2号アの建物、設備及び工作物の使用開始時の状況における返還時の価格は、次の式により算定する。

$$X = A \left( 1 - \frac{0.9}{T} K \right)$$

X：開始時価格

A：使用開始時の状況における再建築費

T：使用開始時の状況における現状引渡箇所の耐用年数（ただし、建物、設備又は工作物と一体をなすものは当該建物、設備又は工作物の耐用年数と同一とする。）

K：当該財産の新設時から返還時までの経過年数

- 5 第1項第2号イの建物、設備及び工作物についての返還時の状況における価格は、次の式により算定する。

$$Y = B \left( 1 - \frac{0.9}{T} L \right) \times N$$

Y：返還時価格

B：当該財産の瑕疵がなかったものとした場合の返還時の再建築費

T：当該財産の耐用年数

L：当該財産の経過年数

N：使用価値率

- 6 第1項第1号イ及び第2号エの発生材価格の算定は、その地方の古資材価格に再使用可能数量を乗じた額とする。再使用可能数量については、当該財産の実状により判断して引渡調書記載の発生材数量より適正に算定する。
- 7 動産の損失額は、滅失した動産については返還時の価格によって算定し、破損した動産については返還時の価格に破損率を乗じた額とする。
- 8 返還時の動産及び機械類等の価格は、次の式によって算定する。ただし、通常中古品が市場において容易に入手可能なものについては適正な中古品の価格によることができる。

$$X = A \left( 1 - \frac{0.9}{T} K \right)$$

X：返還時の動産又は機械類等の価格

A：返還時の動産又は機械類等の新取得費

T：耐用年数

K：経過年数

9 新取得費は、新品価格又は新品価格と附帯費との合計額とし、次の各号により算定する。

(1) 一般に市場において容易に入手できる動産のうち同種同様の動産については、市場価格から新品価格を算定する。この算定に当たっては、動産の名称、形式、能力、寸法、製作者等をできる限り確認し、製作者ごとの価格の相違、原材料の量並びに質による価格の相違及び仕上げの程度による価格の相違等を比較検討しなければならない。

附帯費は、機械等において新品価格が工場渡し価格のとき、運搬費及び据付費を計算する。

(2) 一般に市場において容易に入手できず、また売買実例もない機械等については重量価格により新品価格を算定し、これが不可能な場合に限り倍数により新取得価格を算定する。

(3) 重量価格による算定は、次のアからエまでによるものとする。

ア 重量に重量単価を乗じたものとする。

イ 重量は機械等設置時における資料の記録が保存してある場合は、その設計重量、また、カタログがある場合はカタログ記載の製品重量の90%とし、設計図による場合は部分ごとに素材別に立体面積を推計し機械等を構成している鉄、非鉄金属、木部等全てを含めて重量を算定する。

ウ 重量単価

重量単価は、機械統計月報（経済産業省経済産業政策局発行）により算出する。

エ 附帯費は、運搬費及び据付費の合計額とし、重量価格に別表第2の標準附帯費率を乗じたものを標準とする。

(4) 新取得倍数による算定は、次のア及びイによるものとする。

ア 動産の記録帳簿又は財産目録等によりその取得時期及び取得価格を知り、その取得価格に取得時期から評価時に至る材料費、労務費の変動を考慮した新取得倍数を乗ずる。

イ 新取得倍数は、物価指数と賃金指数に基づき、次の式により算出する。物価指数、賃金指数は、金融経済統計月報（日本銀行調査統計局発行）による。

(ア) 可搬性の機械の倍数

$$= \frac{(\text{金属材料物価指数} \times 50) + (\text{賃金指数} \times 50)}{100}$$

(イ) 金属製器具及び備品の倍数

$$= \frac{(\text{金属材料物価指数} \times 40) + (\text{賃金指数} \times 60)}{100}$$

(ウ) 木製器具及び備品の倍数

$$= \frac{(\text{建築材料物価指数} \times 40) + (\text{賃金指数} \times 60)}{100}$$

10 美術工芸品は、その性質上減価償却をしない。

11 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるほか、別表第3の建物構成物耐用年数表による。取得時期不明の中古品の残存耐用年数は、新品耐用年数の70%以内で定める。

12 経過年数は、実際の経過年数によることを原則とするが、使用開始前の維持補修の状況により、これにより難いと認めたときは、これらの事情を参酌の上、適当に算定する。この場合、使用開始後の年数は増減することができない。

13 経過年数が耐用年数の全部を経過した財産の残存価格は、再建築費又は新取得価格の10%とする。

14 前各項に定める原状回復費、使用開始時価格、補修費及び動産の損失額の合計額が返還時価格及び発生材価格の合計額を超える場合は、その差額を損失補償額とし、返還時価格と発生材価格との合計額が原状回復費、使用開始時価格、補修費及び動産の損失額の合計額を超える場合は、その差額を利得求償額とする。

15 既に支給済みの補償金又は見舞金のあるときは、前条の損失補償額からこれらの補償金又は見舞金を控除する。

#### 第4 土地の原状回復等

##### 1 宅地の原状回復等

###### (1) 宅地の原状回復

使用開始時において宅地であった土地を原状に回復する場合には、次のアからオまでに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費、労務費、機械器具損料、運搬費及び諸経費の合計額（以下「材料費等の合計額」という。）を原状回復費とする。

ア 構築物等の取壊し

イ 穴、溝等の埋戻し

ウ 砂、砂利等の被覆物の除去

エ 雑物の除去

オ アからエまでに掲げるもののほか、宅地の原状回復に必要な作業

(2) 地目を変更した場合の措置

第2項から第5項までの規定にかかわらず、使用開始時において農地等であった土地を、近傍の発展その他の理由により賃貸中に登記簿の地目を宅地に変更したもののについては、近傍の宅地の状態を考慮し、その復旧に要する費用を前号の規定を準用して算定した額をもって原状回復費とする。

2 農地の原形回復等

(1) 農地の原形復旧

使用開始時において農地であった土地を原形に復旧する場合には、次のアからケまでに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

ア 構築物等の取壊し

イ 穴、溝等の埋戻し

ウ 砂、砂利等の被覆物の除去

エ 客土

オ 雑草刈払い

カ 荒起し

キ 雑物の除去

ク 砕土

ケ 前のアからクに掲げるもののほか、農地の原形復旧に必要な作業

(2) 農地の地力回復

前号の原形復旧工事を実施してもなお農地の生産力が低下する場合には、当該農地の使用開始時の状態に地力を回復するため特に必要とする肥料につき、肥料代並びに肥料の投入に要する労務費、機械器具損料、運搬費及び諸経費の合計額を実状に応じ地力回復費として当該原形復旧費に加算することができる。

(3) 農作物の減収

地力回復期間に農作物の減収が生じる場合には、賃借料算定の基礎となった当該農地の1年間の粗収入額を基準として、次のアからオまでに掲げる範囲内の減収額をそれぞれの実状に応じ第1号の原形復旧費に加算することができる。

ア ほとんど作土が移動していない場合には、年間粗収入額の100分の20以下の額

イ ほとんど作土が移動していないが、被覆され、又は展圧されている場合には、年間粗収入額の100分の45以下の額

ウ 作土が相当程度移動しており、原形復旧工事により作土として耕作すべき部分に従来の作土より不良な土壌が混入している場合には、年間粗収入

額の100分の80以下の額

エ 作土がほとんど失われており、客土によって農地を造成する場合でその客土が使用開始時における土壌より不良なときは、年間粗収入額の100分の125以下の額

オ 作土がほとんど失われ、その状態のまま農地を造成する場合には、年間粗収入額の100分の180以下の額

### 3 山林の原形復旧等

#### (1) 山林の原形復旧

使用開始時において山林であった土地を原形に復旧する場合には、次のアからカまでに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

ア 構築物等の取壊し

イ 穴、溝等の埋戻し

ウ 砂、砂利等の被覆物の除去

エ 荒起し及び砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。）

オ 雑物の除去

カ 前のアからオに掲げるもののほか、山林の原形復旧に必要な作業

#### (2) 山林生産力の低下

ア 前号の原形復旧工事を実施してもなお山林の生産力が低下する場合には、1伐期間に期待される収益を次の算式により計算して得た額を前号の原形復旧費に加算することができる。

$$X = \frac{A - A'}{(1 + P)^n}$$

X：損失額

A：当該土地の使用開始時の状態で使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入

A'：当該土地に返還後使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入

P：還元利率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条により財務大臣が決定する率による。次号アにおいて同じ。）

N：地方慣行の伐採林令

イ アの規定による計算に当たり、算出の基礎となる収入については、次の(ア)から(ウ)までに定めるところによるものとする。

(ア) 使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入は、当該土地に適する林分収穫表（以下「収穫表」という。）によること。

(イ) 返還後減収が認められるにもかかわらず返還後の伐期における収入が

不明の場合には、収穫表における使用開始時の地位の直近下位におけるものを返還後の伐期における収入と推定すること。

- (ウ) (イ)の場合において使用開始時の地位が収穫表の最下位であるときは、使用開始時の収入の100分の80を、返還後の収入と推定すること。

### (3) 山林の生産力喪失

ア 射撃、砲撃、爆撃その他火薬類の使用により岩盤が露出し、又はブルドーザー等により表土が剥離される等山林の生産力が失われ、かつ、原状回復することが著しく困難な場合又は原状回復することが適当でない場合には、自然に生産力が回復するまでの期間に期待されるべき収益を、次の算式により計算して得た額を損失額とする。

$$X = \frac{R}{(1+P)^n} + \frac{R}{(1+P)^{2n}} + \frac{R}{(1+P)^{3n}} + \dots + \frac{R}{(1+P)^{an}}$$

X：損失額

R：伐期における純収入＝（伐期における主伐収入＋間伐収入の伐期における元利合計額）－造林費及び管理費の伐期における元利合計額

a：自然に生産力が回復するまでの年数

n：地方慣行の伐採林令

P：還元利率

イ アの規定による計算は、使用開始時の樹種につき算定するものとし、使用開始時の樹種が多数ある場合には、主たる樹種のそれぞれにつき算定し、分布率により加重平均するものとする。ただし、使用期間中台木の補償を行っている場合には、重複分を控除する。

## 4 放牧地等の原形復旧

### (1) 放牧地、採草地又は原野の原形復旧

使用開始時において放牧地、採草地又は原野であった土地を原形に復旧する場合には、次のアからカまでに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

ア 構築物等の取壊し

イ 穴、溝等の埋戻し

ウ 砂、砂利等の被覆物の除去

エ 荒起し及び砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。）

オ 雑物の除去

カ アからオまでに掲げるもののほか、放牧地、採草地又は原野の原形復旧に必要な作業

### (2) 放牧地又は採草地の牧草導入

使用開始時において肥培管理する放牧地又は採草地であった土地について

、返還後牧草の導入を要する場合には、その牧草の導入に係る材料費等の合計額（材料費には、牧草種子及び肥料を含む。）を実状に応じ前号の原形復旧費に加算することができる。

#### 5 その他の土地の原形復旧

使用開始時において、公園、ゴルフ場、競技用施設、営業用野積場等前各項に掲げた土地以外の土地を原形に復旧する場合には、それぞれ原形復旧に必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

### 第5 復帰移転費

訓令第35条第1項第2号による復帰移転旅費補償調書及び動産復帰移転費補償調書の作成に当たっては、第1項及び第2項に定めるところによるものとする。

#### 1 復帰移転旅費

復帰移転旅費の算定については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 復帰移転旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、最も経済的な通常の経路及び方法により復帰移転した場合により計算するものとする。
- (2) 復帰移転人員は、返還された建物の駐留軍の使用開始時における居住人員を限度とする。ただし、駐留軍の使用開始後結婚、出産等により人員が増加したときは、この限りでない。
- (3) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第16条から第19条の規定によるものとする。
- (4) 宿泊料及び食卓料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の1に定める2級以下の職務にある者に係る宿泊料及び食卓料によるものとする。ただし、12歳未満の者に係る宿泊料及び食卓料については、同法第25条第1号ロ及び同号ハに定める額によるものとする。
- (5) 受領権者とその家族が居住地を異にするときは、それぞれの居住地から返還された建物までの復帰移転旅費を算定するものとする。
- (6) 復帰移転旅費は、次のア又はイに掲げる場合には、算定しない。
  - ア 事務所、事業所、寄宿舍、学校、病院、旅館等の従業員が返還された建物に復帰する場合
  - イ 返還された建物の所在地が受領権者の現住地と同一市区町村内にある場合

#### 2 動産復帰移転費

動産復帰移転費の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 動産の復帰移転費は、別に定めるところにより算定するものとする。ただ

し、返還された建物が住宅であるときは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の2に定める3級以下の職務にある者に係る移転料によるものとする。

(2) 返還された建物が住宅以外の建物である場合における動産の復帰移転費の算定に当たり復帰移転する動産が使用開始時に移転した動産と同一であるか不明等のため前号の規定により難いと地方防衛局長等が認めるときは、当該建物の駐留軍の使用開始時に補償した動産の移転費に別に定める倍率を乗じて、当該動産の復帰移転費とすることができる。

(3) 動産の復帰移転費は、当該動産の時価を超えない額とする。

(4) 動産の復帰移転費は、次のア又はイに掲げる動産については算定しない。

ア 駐留軍による営業用建物又は営業用倉庫の使用開始時における当該建物にあった商品又は寄託品

イ 他人に譲渡したもの

## 第6 管理費

訓令第35条第1項第3号による管理費補償調書の作成に当たっては、第1項から第4項までに定めるところによるものとする。

- 1 管理費補償期間は、原状回復工事又は補修工事に通常必要とする期間で、3月を限度とする。
- 2 管理費の額は、返還日の翌日を起算日とし、前項の期間について、賃借料算定の例により算定した額とする。ただし、特別管理費を補償する財産については、その補償期間の満了日の翌日を起算日とする。
- 3 地方防衛局長等は、第1項の日数を算定するに当たっては、現地について当該財産の立地条件、工事施工の難易、工事工程、所要の資材及び労務の多寡、需給状況等あらゆる角度から調査検討しなければならない。
- 4 管理費は、駐留軍の使用開始時において除却補償をした財産については、算定しない。

## 第7 境界設定費

訓令第35条第1項第4号による境界設定費補償調書の作成に当たっては、整備計画局長が定める要領及び基準によるものとする。

## 第8 特別管理費

訓令第35条第1項第5号による特別管理費補償調書の作成に当たっては、第1項から第4項までに定めるところによるものとする。

- 1 単価は、賃借料算定の例により算定した額とする。
- 2 補償の対象となる期間（以下「補償期間」という。）は、返還日の翌日から

起算し、工事等が終了する日又はあつせんが成立する日までの期間とする。ただし、あつせん期間に係る補償期間は、原則として30日を限度とする。

- 3 補償の対象となる面積（以下「補償面積」という。）は、工事等の実施に必要とする面積及びそれ以外で工事等の実施に伴い使用不能となる面積の合計面積又はあつせんに係る国有財産の所在することにより使用不能となる面積とし、土地の所有区分、位置、周囲の状況等を考慮し、地方防衛局長等が決定する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補償期間又は補償面積としない。
  - (1) 受領権者の責めに帰すべき理由により工事等又はあつせんが遅延した期間及びその面積
  - (2) 収穫季節のある土地で返還日以降の期間について賃借料相当額の支払がされたものについては、その期間及びその面積
  - (3) 民公有土地上にある国有財産の利用を希望する者が民公有土地の受領権者であるとき又は受領権者が特定の第三者を指定したときのあつせん期間

## 第9 協議

地方防衛局長等は、特殊異例にわたるものの処理については、地方協力局長に協議しなければならない。

## 別表第1

## 諸 経 費 率 表

番 号	金 額 区 分	経 費 率 %
1	60万円以下	24
2	60万円を超え 150万円以下	23
3	150 " 400 "	22
4	400 " 700 "	21
5	700 " 1,000 "	20.5
6	1,000 " 1,400 "	20
7	1,400 " 2,000 "	19.5
8	2,000 " 3,000 "	19
9	3,000 " 5,000 "	18.5
10	5,000 " 8,000 "	17
11	8,000 " 12,000 "	16.5
12	12,000万円を超える場合	別に指示する

注：金額に比し諸経費を要しないものについては、その表に示す率を適当に減ずること。

## 別表第2

## 重量価格に対する標準付帯費率表

分類	種別	重量	付帯費率
普通 工作機械	(例) 旋盤 1,810mm以下 ボール盤 610mm以下 セーパー 710mm以下 プレーナー 2,400mm以下	5トン以下	2%以内
大型 工作機械	旋盤 6,000mm以下 プレーナー 2,400mm	10トン以下	5%以内
普通産業 用機械	起重機 ボイラー 1,800mm以下 モーター 7.5kW～11kW	10トン以下	5%以内
特大 工作機械	旋盤 6,000mm以上 プレーナー 6,000mm	10トン以下	10%以内
大型産業 用機械	起重機 20トン以上 水管式ボイラー 1,800mm以上 モーター 37kW～75kW	10トン以上	10%以内
特別な機 械及び装 置	起重機 70トン以上 水管式ボイラー 50㎡以上 ロール 180kW 鉦炉 平炉 ガスコークス炉	40トン以上	15%以内

別表第3

建物構成物耐用年数表

品目	耐用年数	備考
畳 表	4	最高27年とし、その程度により減ずるものとする。
畳 床	27	
リノリウム、リノタイル、ラバシート、 ラバタイル及びそれらの類似品	(住宅) 27 (その他) 18	
外部亜鉛鍍金鉄板張（屋根外壁とも）	20	
亜鉛鍍金、鉄板製樋	10	
石綿スレート葺（屋根、外壁とも）	25	
厚型スレート葺、セメント瓦葺	25	
フローリング類（土足用の場合）	20	
外部用サッシ スチールドア、シャッター類（鉄製）	30	
外部木製建具類	20	
テックス張（壁、天井とも）	20	
壁紙（裂地類は除く。）普通品	15	
〃（裂地類を含む。）高級品（テッコー、サルブラ等）	30	
軟石（大谷石、多孔質トラバーチン等）	20	床、階段に用いる場合のみ。
階段用ノンスリップ（金属製）	10	
蓄電池及び蓄電池室内の配線	8	
営業用倉庫用台木、歩坂	20	
〃 荷受台坂	8	

開 始 時 の 価 格 算 出 表

番号	種別	構造	数量	建設 年月日	返 還 年月日	経過 年数 (K)	耐用 年数 (T)	$1 - \frac{0.9}{T}K$	再建築費 (A)	開始時価格 $A(1 - \frac{0.9}{T}K)$	主な 算定 箇所	備 考
計												

注 上記各欄は、経過年数と耐用年数の同一なものにつき一括して記載する。

返 還 時 の 価 格 算 出 表

番号	種別	構造	数量	建設 年月日	返 還 年月日	経過 年数 (L)	耐用 年数 (T)	$1 - \frac{0.9}{T}L$	利 用 価値率 (N)	返還時 の再建 築 費 (B)	返還時価格 $B(1 - \frac{0.9}{T}L) \times N$	主な 算定 箇所	備 考
計													

注 上記各欄は、経過年数と耐用年数の同一なものにつき一括して記載する。

発生材価格算出表

区別	番号	種別	名称	発生材発生箇所数量	再使用可能数量	市場における故資材価格	計算による古資材価格					金額	備考
							耐用年数 (T)	経過年数 (K)	$1 - \frac{0.9}{T} K$	新品価格 (D)	$D(1 - \frac{0.9}{T} K)$		
現状回復箇所に係るもの													
計													
現状引渡箇所に係るもの													
計													

注：1 市場における古資材価格のあるものは、その価格により、これのないものは計算により算出する。

2 再使用可能数量の根拠等を、備考に記載する。





